

## 育児休業取得に伴う一時退園の運用について

### 1 育児休業取得に伴う一時退園問題の概要について

育児休業取得に伴う一時退園(以下「育休退園」という。)とは、下の子が生まれ保護者が育児休業を取得した場合、既に保育園を利用している上の子が「3歳未満の場合、原則退園」となる所沢市の運用により、退園となった子の保護者がその退園を差し止める訴訟を起こし、平成27年9月29日にさいたま地裁が差し止めを認める決定をしたものです。

この決定は、退園処分の手続きにおいて、「保護者の意見を聞かなかった」として、運用が違法である可能性があると指摘したもので、退園の制度自体が違法ではないようです。

### 2 育休退園の運用の状況について

保育の入所要件(理由)として、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度で、「育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続して利用することが必要であると認められること」と新たに要件が加えられました。

その運用は、自治体の判断に委ねられており、「保育園を考える親の会(善光院亜紀 代表)」が首都圏の主要市区と政令市を合わせた100の市区に行った平成26年度の調査では、原則退園の自治体は、7市区のみとの結果であります。その内訳は、3歳未満で退園が5市、2歳未満が1市、5歳未満が1市であり、ほとんどの自治体が継続利用を認めている状況です。なお、富津市においても平成26年度までは、育児休業における継続利用を認めていたところでした。

### 3 他市の運用状況

市名	原則	例外	退園年齢制限
A市	下の子が満1歳に達する月の <u>年度末</u>	その年度において年長児である場合は、卒園まで	4月1日現在5歳未満
B市	育児休業期間中在園(継続利用)	職場復帰しなかった場合退園	事実上の制限なし
C市	下の子が満1歳6か月に達する月の月末	その月において年長児である場合は、卒園まで	4月1日現在5歳未満

## 育児休業取得に伴う一時退園の運用について

### 4 富津市における育休退園の運用の現状について

「継続利用が必要と認められる場合」として、「次年度に小学校の入学を控えている」「保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化が好ましくないなど市町村が認められるとき」と国が具体的な例示をしたことから、この理由に該当しない場合は、認められないという解釈が生じ、富津市においてもこの例示に基づき4月から原則退園としたところですが、加えて産後の育児負担軽減を考慮し、「生まれた子が満1歳となる月の月末まで」を認める運用をしています。

新制度(国) 子ども・子育て支援法施行規則 第1条	
第9号	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
(例示)	既に保育を利用している子どもがいて継続して利用することが必要であると認められる場合



現行制度(富津市) 富津市子ども・子育て支援法施行細則 第7条	
	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
第2項	育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の月末まで  ただし、その月が小学校就学前1年以内である場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで

### 5 育休退園に対する考え方

#### 【肯定的な考え方】

- 「産休」ではなく、「育休」なのだから保育を必要とする理由が無い。(保育に欠けない)
- 保育所は、家庭で育児ができない人が利用する施設。(児童福祉施設)
- より保育を必要とする人に対応するべき。(待機児童を生じさせない)
- 1年を超える育休を取得できない人が大半。(公平性)

#### 【否定的な考え方】

- 一度退園すると育休明けの際、下の子と上の子と2人を入所させることになり、その時に入所できなければ職場復帰ができない。(新たな待機児童の発生)
- 子どもにとって、入退園を繰り返すことによる環境の変化や生活のリズム変化は、ストレスを生む。
- 上の子が1・2歳のうちに下の子を産み子育てすることは、核家族には大変。(子育て支援の逆行、少子化の助長)

## 育児休業取得に伴う一時退園の運用について

### 6 対応方針(富津市案)

5で述べたとおり、肯定的・否定的の両論がある中、人口減少とともに合計特殊出生率の低水準及び少子化、という状況を踏まえ富津市が掲げる”安心して子育てできるまち”の推進を図ることからも、現在の一時退園となる運用を改め、継続利用を認めようとするものです。

例) 下の子:平成27年7月7日生まれ 育児休業期間:3歳まで(平成30年7月6日)

	上の子の年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
(現行)	在園期間	平成28年7月31日まで(7月末で退園)				平成29年3月31日	平成28年3月31日	
		下の子が満1歳に達する月の月末まで				年長児となる	育休中に卒園	
改正後	在園期間	卒園まで可能						
		保護者が希望する期間						

現行制度(富津市) ※再掲 富津市子ども・子育て支援法施行細則 第7条	
	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
第2項	育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の月末まで  ただし、その月が小学校就学前1年以内である場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで



改正案 富津市子ども・子育て支援法施行細則 第7条	
	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
第2項	<b>削除</b>